

福島原発事故賠償訴訟における 「損害論」の動向（2・完）

——仙台・東京高裁判決の検討を中心に——

吉 村 良 一*

目 次

1. はじめに
2. 地裁判決と学説の動向 (以上, 389号)
3. 2つの高裁判決の検討
 - a) 仙台高裁令和2年3月12日判決（いわき訴訟控訴審判決）の検討
 - b) 東京高裁令和2年3月17日判決（小高訴訟控訴審判決）の検討
4. おわりに (以上, 本号)

3. 2つの高裁判決の検討

a) 仙台高裁令和2年3月12日判決（いわき訴訟控訴審判決）の検討

仙台高裁は、令和2年（2020年）3月12日（津波の後、1号機の水素爆発が起こった同日）に、いわき訴訟に関する控訴審判決を言い渡した。本件事故の集団訴訟における最初の高裁判決である。以下、その概要を紹介し、検討を加えてみよう。

イ) 事件の概要

1 審（福島地裁いわき支部）原告82世帯216名は、いずれも、事故当時、避難区域である南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川内村に居住していた住民であり、いわき市ほか福島県内外での避

* よしむら・りょういち 立命館大学大学院法務研究科教授

難生活を強いられた者である¹⁾。被告は東電であり、この訴訟では、早期救済を実現するという狙いから、国は被告にされていない。請求根拠は民法709条と原子力損害賠償法（原賠法）3条であり、被侵害権利・法益として、「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」が主張されたが、公害等における包括請求のような、経済的損害をも含むすべてを包括して請求するのではなく、以下のように、財物損害、避難慰謝料、故郷（ふるさと）喪失ないし変容慰謝料に分けた請求を行っている（請求合計は約133億円）。

① 避難慰謝料 1 か月1人あたり50万円

② 故郷喪失ないし変容慰謝料 1人あたり2000万円

本件で原告は、「故郷喪失ないし変容損害」には「広範かつ多様な損害の諸要素からなる有形無形の財産的損害と精神的苦痛」が含まれ、「これらの無数の要素を個別ばらばらに評価して積算することは、およそ不可能であり、本件において生じた「故郷喪失ないし変容による損害」は、包括的に把握して一体のものとして評価されなければならないとして、いわば「部分的な包括慰謝料請求」を行っている。

③ 居住用不動産

「時価」ではなく、事故前と同等の住居の再取得に必要な金額

④ 家財

「時価」ではなく、事故前と同等の生活の再取得に必要な金額

ロ) 1審判決（福島地裁いわき支判平30・3・22）

判決は、213人に計約6億1千万円の慰謝料を認めた。その内訳は、次のとおりである。

帰還困難区域 1600万円－既払い1450万円＝150万円

居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1000万円－850万円＝150万円

緊急時避難準備区域 250万円－180万円＝70万円

1) 本訴である1陣に続いて、第2陣（373名）・第3陣訴訟（162名）などが福島地裁いわき支部に係属中である。

財物損害については、「不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、その物の交換価格によって定めるべきであり、特段の事情のない限り、それは滅失毀損当時の交換価格によるべき」とする。その上で、居住用不動産に対する東電の賠償基準は「合理的である」とし、また、居住用不動産を再取得するための追加的費用に対しても、「住居確保損害」として、必要かつ相当な金額の支払がされているとする。

次に、慰謝料について判決は、原告の、①故郷喪失・変容慰謝料及び②避難慰謝料という形で分けた請求について、「『避難前の故郷における生活の破壊・喪失』による精神的損害や『避難先における著しい日常生活の阻害』による精神的損害を適正に評価するためには、いずれの精神的損害についても、避難前の生活状況と避難後の生活状況とを比較して総合的に考慮する必要がある、それぞれの精神的損害を基礎付ける事情は、相互に密接に関連し合い、一部は重複しているものというべきで」あり、「故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とが全く別の慰謝料であるとして別々に評価し、それぞれについて慰謝料の額を認定した上で、それを積算することは不可能であるか、少なくとも極めて困難であり、性質上、適当であるともいえない」(下線は筆者による。以下同じ)とする。しかし、判決は、「原告らの本件事故発生前後の生活状況を個別に見れば……それぞれの生き方や信条、心身の状態、年齢、境遇、社会的立場、人間関係等を背景にして、かつ、具体的な避難等の様子を前提にして多種多様の状況であることに照らすと、原告らに生じた被害の実態について、これを故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とに区分してそれぞれの額を積算することの是非はともかくとしても、原告らが指摘する各要素を分類して考慮することは、その被害の実態を分析し、把握するための視点として有意義である」として、「原告らの分類に従って故郷喪失・変容慰謝料の諸要素に係る事情と避難慰謝料の諸要素に係る事情とを検討していくことにする」としている。

なお、判決は、被告の行為態様も算定要素となり、被告の事故防止措置

に問題があったことは認めるが、「本件事故発生前、被告において……津波が到来する可能性は完全には否定できないものの、そのような津波が到来する可能性は極めて低く、現実的な可能性はないと認識していたものとしても、著しく合理性が欠けるとまでは認められず、また、上記の認識に基づく対応についても、著しく合理性が欠けるとまでは認められない」ので、被告に「故意と同視すべき重過失があったと認めることもできない」とした。

ハ) 1 審判決の特徴

本判決の特徴は、被侵害権利・法益についての記述がないことである。その結果、例えば、慰謝料の算定において、被害者にどのような精神的被害が発生し、それがどの程度、原賠審指針の慰謝料でカバーされているかといった議論がなされていない。また判決は、原賠審の中間指針とそれに基づく東電の賠償を合理的なものとして、全面的に肯定的に見ている。他の判決のように、中間指針の裁判上の意味について、それを限定することもしていない。その結果、財物損害については、指針に基づく賠償によって填補されているとして、認容額は0円である。慰謝料についても、中間指針の妥当性や限界性についての検討がされていない。そして、指針等によって支払われた慰謝料が原告に生じた損害をどの程度どのように填補したのかといった検討はなされず、全額が控除されている。政府指示等による避難者ですでに東電から指針に基づく補償を一定受けている原告による本訴訟の最大の争点は、中間指針やそれに基づく賠償の仕組みが十分なものであったのかどうかであり、原告の狙いの一つが、その問題点を明らかにすることであったと思われるが、裁判所は、この基本枠組みを大きく修正することはなく、原告の期待がかなえられることはなかった。

財物損害については、再取得価格による算定を否定している。しかし、物損の賠償額算定については、対象物が事故前に有していた市場価値（交換価値）を基準として算定する方法（交換価値アプローチ）、対象物が有して

いた利用価値に着目した計算方法(利用価値アプローチ)、原状回復に必要な費用に即した方法(原状回復費用アプローチ)があるが、これらの方法のいずれをとるかは、どれが正しいかどうかという問題ではなく、どれが当該ケースにおいて最も適切妥当かという問題であり、福島原発事故における避難者の居住用不動産については、それが被害者らの事故前の生活の基盤となっており、その喪失は、当該不動産の事故前の市場価値が失われたにとどまらず、生活の基盤が奪われたことを意味するので、賠償額は従前の生活と同様の生活を営めるだけの生活基盤の再確立の費用であるべきではないか。

慰謝料についても、中間指針の妥当性や限界性についての検討がされていないことに加えて、前述したように、被侵害権利・法益論がないため、原告のどのような権利・法益が侵害され、どのような精神的苦痛が生じているかの検討もない。その結果、指針等によって支払われた慰謝料が原告に生じた損害をどの程度どのように填補したのかといった検討はなされず、あっさりと全額が控除されている。また、判決は、原告が行った、避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料を区別して算定することを否定している。しかし、その理由は説得的でない。判決の挙げる理由は、両者の算定において考慮される事情に重なりがあつて、両者を区別することが難しいということに尽きる。しかし、一括して算定することからくる算定根拠の曖昧さから見ても、そして何よりも、両者には、対象とする損害に基本的なところで違いがあることから、やはり、別建ての算定がなされてよいのではないか。また、その方が、算定方法としても算定要素が整理されてやりやすくなるのではないか(現に、判決も、算定要素のところでは、事実上、2つに分けた整理を行っている)。ただし、本判決は、(慰謝料を2つに分けないもの)全体として、帰還困難区域からの避難で原則として(既払いの控除前で)1600万の慰謝料を認め、しかも、避難終了の有無や時期を問わずに一律に同額を認めた。その結果、判決は、その中間指針への肯定的な見方にもかかわらず、この部分については、指針と異なる慰謝料基準を提示

したことになっている。

なお、判決は、「本件訴訟においては、原告ら各自が受けた個別的・具体的被害の全部について賠償を求めるのではなく、それらの被害のうち原告ら全員に共通する被害……の賠償を求めているものと解される」とするが、原告は全員に共通する（その意味で最低限の）「共通被害」のみの賠償を請求しているのでもなければ、「共通被害」のみを主張立証しているのでもない。訴訟においては、原告全員の被害の個別立証が丁寧になされている。ところが、これが、「共通被害」の請求だとされ、その結果、原告らが縷々主張した個別事情がどう算定に反映したのかしなかったのが見えず、算定がまったくのブラックボックス化してしまっている。加えて、このような「共通被害」論（共通する被害のみを請求している）とされた場合、全員に共通する（最低限の）損害に対する賠償に認容額が限定されてしまう危険性がある²⁾。本件での原告は、全員に共通する被害部分のみを請求しているのではなく、また、原告の損害を共通損害と個別損害に分けているわけでもない。原告らは、個々に被った全損害について主張し、それは請求額を下回らないと言っているのであり、だとすれば、原告が主張する被害事実を踏まえて、原告に生じた損害が全体としてどのようなものかを個別に（あるいは原告数からそれが困難な場合は、多くの公害訴訟で行われたように類型化を行ったうえで）明らかにし、それに対する賠償額が原告が「限定して」請求した額を超えるのかどうか（超えれば全部認容となり超えなければ一部認容となる）を判断すべきではないのか。

二) 控訴審判決（仙台高裁令2・3・12）

控訴審において1審原告（控訴人）らは、一部請求として、故郷喪失慰謝料500万円＋避難慰謝料420万円から認容額を控除した分（＋弁護士費用10%）を請求した。請求額は、具体的には、帰還困難区域からの避難者で

2) この危険性が「見事に」表れたのが、次に検討する小高訴訟の控訴審・東京高裁判決である。このような理解の問題性については、その検討の際に詳述する。

847万円、居住制限区域又は避難指示解除準備区域からの避難者で847万円、緊急時避難準備区域からの避難者で935万円である³⁾。

当事者のうち、1審原告(控訴人)らは、「故郷喪失慰謝料」は「避難慰謝料」とは別個の損害項目として算定すべきであり、また、それは、精神的苦痛にとどまらず包括的生活利益の喪失による有形・無形の財産的損害を含むものであること、包括的生活利益の喪失は不可逆的で回復不能な損害であり避難指示の解除によって回復するものではないこと、慰謝料の増額要素としては、被告の故意またはこれと同視すべき重過失がある場合に限られず、被告の行為態様についてのあらゆる事情が考慮されるべきであることなどを主張し、1審被告(被控訴人)は、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料は分けて算定すべきではなく、また、慰謝料は個別に判断すべきであること、中間指針等は避難慰謝料の最低限を定めたものではなく、裁判外での解決において広く受け入れられていることから、裁判手続きにおいて法規範に準ずる規範として最大限尊重されるべきであることなどを主張した。

仙台高裁は、以下の額の慰謝料を認容した。

帰還困難区域 1600万円－既払い分1450万円＝150万円(原審認容額と同じ)

避難を余儀なくされた慰謝料 150万円

避難生活の継続による慰謝料 850万円

故郷の喪失による慰謝料 600万円

居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1100万円－850万円＝250万円

(原審認容額に100万円をプラス)

避難を余儀なくされた慰謝料 150万円

避難生活の継続による慰謝料 850万円

故郷の変容による慰謝料 100万円

3) 控訴に際しては、1審原告らは、早期の救済を実現することと裁判費用(収入印紙代)を節約するために、損害の全部ではなく一部請求(一部控訴)とし、1審認容額を控除した額を請求している。

緊急時避難準備区域 300万円 - 180万円 = 120万円（原審認容額に50万円をプラス）

避難を余儀なくされた慰謝料 70万円

避難生活の継続による慰謝料 180万円

故郷の変容による慰謝料 50万円

以下、判決の主要部分を（若干のコメント付きで）紹介する。

① 慰謝料算定の方法について

「被告が……原賠償の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的であると考え。」被告が避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定めて、その期間について月10万円の慰謝料（帰還困難区域についてはさらに避難長期化慰謝料700万円）を払っているので、「当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案して、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失または変容による慰謝料について検討するのが、損害の合理的な評価方法であると考える。」

<コメント> 仙台高裁は、慰謝料をそれが対象とする損害ごとに算定するという手法をとり、中間指針の避難慰謝料が対象とする精神的損害（「避難生活の継続による慰謝料」）とは別に、「避難を余儀なくされた」ことによる損害と「故郷の喪失または変容損害」を認めた。また、指針第4次追補の「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する慰謝料として一括して支払われた（いわゆる）「帰還困難慰謝料」について、それを「避難長期化慰謝料」と呼んだ。この「帰還困難慰謝料」と原告らが主張する「ふるさと喪失（ないし剥奪）慰謝料」の関係については議論がある⁴⁾

4) この点については、すでに別稿（「原発事故における『ふるさと喪失損害』の賠償」）

が、判決は、ここで、両者は別のものとして整理した。判決は、この「避難長期化慰謝料」を、将来長期にわたって避難が継続することによる（避難継続にともなう）被害に対する慰謝料と見たと思われる。

② 慰謝料額を増額すべき事情の有無について

「本件のように原賠法3条1項が適用される場合においては、無過失責任が前提とされるから、原子力事業者である被告の故意又は過失の有無は、損害賠償責任の発生要件としての意味を有しない。そうすると、被告の行為態様が慰謝料の増額事由となるかどうかを判断するに際して、行為の主観的側面である『故意又は過失』を一般の不法行為の場合のそれと同一内容のものとして理解し、これに当てはめて故意又は過失の有無や過失の程度を考えることは、必ずしも必要かつ適切なこととはいえない。」

「むしろ、原判決……説示のとおり被告の行為態様等についての概括的評価を踏まえ、また、被告が原子力発電所の安全確保に重大な責任を負

ゝ立命館法学378号248頁)で検討したが、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」＝「帰還困難慰謝料」が原賠審の審議の俎上に上ったのは、第4次追補に関する第35回(平成25年10月25日)からである。そして、当初は、委員の中にも、あるいは事務局が提出した文書の中にも「故郷(ふるさと)喪失」という表現が見られた。しかし、最終的に第4次追補では、この表現は消えており、また、帰還困難区域については、1人1000万円の慰謝料を追加するが、第2次追補で1人600万円(月額10万円の5年分)の賠償が決定しているので、そのうち2014年3月以降に相当する部分は1000万円から控除するとされた。「ふるさとの喪失」による精神的苦痛は、日常生活阻害による精神的損害と異なるものではないのか、また、それは、将来の見通しに関する不安とも区別すべき被害ではないのかといった点について、原賠審では議論があったものの、結論は不明瞭のままになっている。

この点について、「帰還困難慰謝料」から第2次追補で示された600万円のうち将来分を控除するというのだから、両者は足し引き可能な同質のものと考えていると見るのが自然であり、それは結局、避難にともなう慰謝料の前もつてのまとめ払いと見るべきであり、一部重なるところはありうるとしても、「ふるさと喪失慰謝料」と同じものではないという私見を(除本理史「避難者の『ふるさとの喪失』は償われているか」淡路他編『福島原発事故賠償の研究』(2015年、日本評論社)207頁以下を参照しつつ)述べたことがある。

い、その安全性についての地域住民の信頼の上に福島第一原発をこの地に立地してきたにもかかわらず……平成20年津波試算が確立した知見に基づくものではないこと等を理由に、被告が具体的な対策工事の計画又は実施を先送りしてきた中で、本件地震及び本件津波が発生し、本件事故の発生に至ったという経緯を被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算定に当たっての重要な考慮事情というべきものである。」

<コメント> 判決は、東電の対策先送りの事実を明確に指摘し、東電が安全性についての地域住民の信頼を裏切ったとしたうえで、それを、被害者にとって「痛恨の極み」であり、慰謝料算定の「重要な考慮事情」（増額要素）とした。極めて重要かつ適切な指摘である。ただし、その理由を、原賠法3条1項は無過失責任だからとしている点はよく理解できない。慰謝料の増額要素としての加害者の行為態様と賠償責任の要件としての故意又は過失は、考慮される事情において（例えば、結果回避のために可能な措置を予見可能にもかかわらず取らなかったこと等）共通することはあるが、別のものであることは過失責任無過失責任を問わないのではないか。

③ 避難を余儀なくされたことによる慰謝料について

「突然の避難により、原告らは、地域の人間関係を断たれ、場合によっては、職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは、その置かれた状況は様々であるとしても、それぞれの境遇において極めて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。

このような事情や……原告らの避難の状況を踏まえ、原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穏生活権の侵害により『避難生活を余儀なくされたこと』から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰藉料を算定するの

が相当と認められる。」

「原告らは、福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。そのために地域社会との結び付きを突然に奪われ、全く異なる環境での避難生活を一から始めざるを得ないなど、著しい精神的苦痛を被ったといえる。

この放射線被害の危険は、原子力発電所における水素爆発という未曾有の重大事故によるもので、その危険性の程度が的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予想できない点で、避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり、その意味での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる。

しかも、原告らの避難は、……原子力発電所の安全確保について重大な責任を負い、原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が、事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果として起こした重大事故のために余儀なくされたものであり、その観点からも、原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は、更に大きなものとなったと評価できる。」

<コメント> 判決は、放射線被ばくの危険性（具体的危険性）や被告の行為態様の非難性の指摘など、原告らが被った精神的苦痛の大きさを的確に表現している。ただし、これらの点では、避難指示等の違いによっては大きな差はないはずだが、判決は、以下のように、「放射線被害の具体的な危険性の程度」や「避難指示の程度」による類型化を行っている。

帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域からの避難原告：「これらのどの地域をとっても、放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいと考えられる」→一人当たり150万円

緊急時避難準備区域からの避難原告：「上記地域と比べて、避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛はそれほどの差がないとしても、放射線被害の危険や避難の切迫性等の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいもの

と評価できる」→一人当たり70万円

認容された金額の（指摘されている精神的被害の深刻さに比しての）少なさに加えて、そもそも、この慰謝料項目について上記のような類型化が妥当なのかどうか。

④ 避難生活の継続による慰謝料について

「原告らの相当の避難期間について、1人当たり月額10万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である」。

<コメント> ここでは、何の具体的な検討もなく、中間指針による月額が「相当である」とされている。東電の非難性を考慮せずに定められた中間指針の金額が月10万円だとすれば、東電の非難性を厳しく指摘し、慰謝料増額要素とした本判決の金額が同じ月10万円となるのはなぜなのか。指針の10万円には生活費の増加分が含まれるとしたが、本判決の10万円にはそれは含まれるのか。これらの点は明確ではない。

「相当の期間」について判決は以下のように言う。

帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域：平成30年3月まで（85か月）

「これを超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり……少なからぬ原告らが避難を継続せざるを得ない実情は、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。」また、これについては、それまでに帰還したかどうかにより差を設けない（「これより早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに返るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるから」）。

<コメント> 平成30年3月までの85か月としたのは、平成29年3月と4月に浪江と富岡の居住制限区域と避難指示解除準備区域が順次解除されてから1年という理屈だが、解除されていない（したがって、東電が（判決のいう）「避難長期化慰謝料」として700万円（10万円×70か月）を支払っている

る) 帰還困難区域についても、85か月としている。避難指示が解除されれば1年程度で帰還が可能となり避難生活が終わるというのも現実を見た判断とは言えないが、解除もされていないのに避難継続による慰謝料が終わるとするのは理解不能である。85か月後の平成30年3月の時点では、これらの時点では避難指示は解除されておらず、無償の住宅保障も継続しており、「帰還」の決断をした被害者は少数にとどまっている。避難生活は、少なくとも、避難指示が解除され、(法的には)「帰還」が可能となるまで、もしくは、避難先での生活が安定して元の生活と同様の生活が可能となるまでは続くと思えるべきではないか。また、「帰還困難慰謝料」として東電が払っている700万円が「帰還長期化慰謝料」であり、それは「故郷喪失慰謝料」とは別のものだとすれば、この理屈は一層理解困難である(東電側もそこまでの避難継続は相当と認めていることになるのではないか)。なお、85か月以前に帰還した原告にも差をつけなかったことは、その理由(「これより早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるから」)を含めて妥当であろう。

緊急時避難準備区域：平成24年8月までの18か月(平成23年9月30日の解除から1年後まで)

「この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは……故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。」

<コメント> 一定時期により避難生活継続による慰謝料は終了し故郷喪失・変容慰謝料に代わるという理屈だが、それが18か月後の平成24年8月までというのは実態に合わない。また、もしかりにそうだとすると、後者が(わずか)50万円(しかも、居住制限区域・避難指示解除準備区域の半分)ということになるのであろうか。

⑤ 故郷の喪失又は変容による慰謝料について

原告らが主張する「地域生活利益」としての「自然環境的条件と社会環

境的条件は、住民が、そのような諸条件下になれば通常は無償で取得することができない財物や役務を、無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）とすることができる。また、同時に、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じ、住民は、地域に対する強い帰属意識を有し、当該地域に居住することによる安心感を得ていた（精神的側面）ということもできる。

原告らが主張する『故郷』とは、上記のような、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を有しており、このうち自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され、社会環境的条件は、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部又は一部が解体し、侵害されたとすることができる。

そうすると、このような地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応『故郷』と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる賠償を命ずることは、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽くされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまっただけという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。

この観点から、当裁判所は、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、避難を余儀なくされた慰謝料とは別に、故郷の喪失又は変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定することとする。」

その上で、判決は、故郷の喪失又は変容による慰謝料額につき、避難指示に応じた区分によって算定している。

帰還困難区域：「事故後8年以上経っても帰還の目途が立たないことから、地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い、故郷が喪失したとしても差し支えない。すなわち、帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、現時点でも帰還可能時期の目途が立たず、実際上は、将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれる。この点を考慮すれば、故郷の喪失による慰謝料として、600万円を認めるのが正当である。」

居住制限区域及び避難指示解除準備区域：「事故から約6年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまっただことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度は回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興によって徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、100万円を認めるのが相当である。」

緊急時避難準備区域：「事故から半年で解除され、避難の制度上は、通常の生活が可能になったとしても、実際上は、多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。この点を考慮し、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮すれば、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、50万円を認めるのが相当である。」

<コメント> 原告の主張する故郷喪失・変容慰謝料を、避難慰謝料とは別の損害に対するものとして明確に認めたものであり、このような主張をして

いる他の訴訟に与える影響から見て（さらには、中間指針の不十分性を明確にするという意味でも）、非常に大きな意義を有する。また、その内容について見れば、住民らの「自然環境的条件」と「社会環境的条件」が総体として住民の生活を支える基盤を形成し、それが侵害されたときに、そこから生ずる有形・無形の総体を賠償すべきであるとしている点も、原告の主張を受け入れたものとして重要である。

さらに、判決は、事故後の「復旧」「復興」の状況を詳細に指摘しているが、避難指示が解除されたとしても、地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、また、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。また、避難指示が解除され復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度は回復しているとしても、「仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続く」としており、「復興」が進んでいるとする被告の主張とは明確に一線を画するものであり、適切な指摘である。

しかし、それにもかかわらず、認容された慰謝料額は極めて少額である。そのような生活基盤を奪われたことがなぜ60万円なのか（帰還困難区域）。また、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合、長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれて生じた有形、無形の損害及び精神的苦痛がなぜわずか100万円の少額にとどまるのか。判決の故郷喪失又は変容慰謝料の額は、全体として、判決が前提とした被害認識に比して少額だが、この考慮要素と金額のギャップが一番大きいのが、この区分である。また、緊急時避難準備区域は「故郷変容（喪失ではなく）慰謝料」が50万円だとされたが、「多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれた」ことによる慰謝料はなぜ50万円にとどまるのか。

これらの金額を中間指針の避難慰謝料の月10万円と比較したとしても、帰還困難区域の「故郷喪失慰謝料」60万円はその60か月（5年分）であり、居住制限区域及び避難指示解除準備区域にいたっては100万はわずか10か月分、緊急時避難準備区域の50万円は避難慰謝料の半年分にも満たない。

中間指針の避難慰謝料が果たして避難にとまなう様々な被害を十全に補償するものであるのかどうかは大いに疑問だが、それにしても、判決が認定した「故郷喪失ないし変容慰謝料」額と被害実態とのギャップは甚だしい。

ホ) 評 価

まず、判決の積極面として指摘する必要があるのは、慰謝料の増額要素として東電の非難性を明確に認めたことである。判決は、地域住民の信頼を破ったこと、予見可能な災害に対する対策を先送りしたこと等を厳しく指摘している。そしてそれを、損害賠償責任要件としての故意又は過失とは別次元のものであるとした上で、これらを慰謝料の増額要素としている。

次に、慰謝料を、「避難を余儀なくされた慰謝料」「避難生活の継続による慰謝料」「故郷の喪失又は変容による慰謝料」に区分したことも重要である。このことは、東電が主張し、これまでのいくつかの判決が行っているような、中間指針等により東電が「避難慰謝料」として払っている金額をいわば「どんぶり勘定」的に控除するのではなく、それとは別の損害が発生していることを明確にするとともに、慰謝料算定における裁判官の裁量に一定の歯止めをかけるものとして重要な意味を有する。特に、慰謝料のみを請求している各地の訴訟において、重要な手掛かりとなりうるのではないか。加えて、「避難を余儀なくされた慰謝料」という項目立ては本判決が初めて示したものであり、そこに述べられている、「突然の避難により、原告らは、地域の間人関係を断たれ、場合によっては、職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された」、「福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した」、「この放射線被害の危険は、原子力発電所における水素爆発という未曾有の大事故によるもので、その危険性の程度が的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予想できない点で、避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり、その意味

での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる」といった指摘は、事故直後の住民らの苦難を的確に示すものとして重要であり（特に、「福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した」ことを損害の中に組み入れていることは重要であり、中間指針では抜け落ちてしまっている点である）、確かにそれらは、「避難生活の継続による慰謝料」とは別のものである（ただし、それが最大でも150万円かという疑問はあるが）。他の訴訟でも取り入れられてよいのではないか。

本判決の最大の意義は、故郷喪失ないし変容被害に対する慰謝料を独立した損害項目として明確に認めたこと、しかもそれを、住民らの「自然環境の条件」と「社会環境的条件」が総体として住民の生活を支える基盤を形成し、それが侵害されたときに、そこから生ずる有形・無形の総体を賠償すべきであるとしている点である。そして、本判決は、中間指針第4次追補の「帰還困難慰謝料」を「故郷喪失慰謝料」とは別のものであるとして、前者によって後者が補填されているという立場には立たなかった⁵⁾。

全体として、被害の実態についての理解や原告の訴えへの共感が見られる判決である。また、原審は、前述のように、「共通損害」と「個別損害」を区別し、原告は前者のみを請求していたが、高裁判決は、原審の、「原告ら全員に共通する被害」「原告ら全員に共通する損害」という表現は使っておらず、このような、（後述する小高訴訟控訴審判決が採用した「共通の最低限の損害」としての）「共通被害」論には立たなかったようである。

しかし、問題点も残る。何よりも、認められた金額があまりにも少ない。帰還困難区域については1審認容額からの増額はなく、その他についても増額はごくわずかである。帰還困難区域の最大の問題点は、帰還の目途が立たないにもかかわらず、避難継続慰謝料を85か月に限定したことで

5) 避難を余儀なくされたことによる慰謝料と故郷喪失ないし変容慰謝料は、指針にはあがってきていない損害項目であり、これだけでも、中間指針は修正ないし増補が必要であることを示しているのではないか。

ある。しかも、原審は、これとは別に「帰還困難慰謝料」が700万円支払われていることを考慮して総計1600万円としたのに対し、本判決は、それを全く無視している。「故郷喪失慰謝料」として認容された額は、この「帰還困難慰謝料」700万円をも下回っている。中間指針等では認められておらず、原審も認めなかった2つの項目の慰謝料が認められたにもかかわらず総額が同じというのは理解できない。700万円が「避難長期化慰謝料」であり「故郷喪失慰謝料」とは別のものであるとすれば、判決の考え方に立ったとしても、認容される慰謝料額は、「避難を余儀なくされた慰謝料」150万円+「避難生活の継続による慰謝料」850万円+「避難長期化慰謝料」700万円+「故郷喪失慰謝料」600万円=2300万円とすべきではないか。

また、判決は中間指針の性格や内容、策定過程における種々の限界とといった点には全く言及せず、避難慰謝料として月10万円が相当であると(何の根拠も検討もなく)断定してしまっている。別の項目を認めることにより、指針による賠償で十分であるという考え方はとらなかったものの、中間指針に若干の(わずかばかりの)増額で済ませようという傾向を出していない。

b) 東京高裁令和2年3月17日判決(小高訴訟控訴審判決)の検討

イ) 訴訟の概要

福島県南相馬市の小高区などに住んでいた321人が、東電に、原賠法3条に基づき、損害賠償を求めた訴訟である。原告は、避難生活にともなう損害と、生活基盤があった「小高に生きる利益」の喪失を分けて、前者については、精神的苦痛は1か月20万円を下回ることとはなく、さらに、生活費の増加等による損害は8万円を下回ることとはないとし、後者については、1000万円を請求した。本件訴訟は東電のみを被告とするものであり、争点は、賠償額にあった。

ロ) 1 審判決（東京地裁平 30・2・7）

東京地裁は、事故時に小高に生活の根拠がなかった者や出生していなかった者 3 人を除く 318 人に、計約 11 億円を支払うよう命じた。

判決は、本件被害は「憲法 22 条 1 項で保障されている居住、移転の自由に対する明白かつ直接の侵害である」だけではなく、「従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益（本件『包括生活基盤に関する利益』）を侵害されたものと解することが相当である」とし、それを憲法 13 条に位置づけ、ハンセン病訴訟判決を参照している。また、「包括生活基盤に関する利益が、一つ一つの基盤から享受する利益の総和だけではなく、それら基盤が有機的に結合して形作られていることによる利益も含む」として、個々の法益に分解できない「包括生活基盤」利益の特質を指摘している。帰還した者についても、「避難指示が長期化し、また対象者・対象地が広範であり、未だ放射性物質による汚染が残存していることもあって、従前属していた本件包括生活基盤が著しい変容を余儀なくされた」として、「包括生活基盤に関する利益」侵害による損害を認めている。認容された慰謝料は、既払い分 850 万円を控除して一人 300 万円（+弁護士費用 30 万円）である。

ハ) 1 審判決の特徴

本判決は、包括的な被侵害権利・法益論に立っている。判決は、「従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益を侵害されたものと解することが相当である。ここで本件包括生活基盤に関する利益は、人間の人格にかかわるものであるから、憲法 13 条に根拠を有する人格的利益であると解されるところ」としている。また、同判決が、「包括生活基盤に関する利益が、一つ一つの基盤から享受する利益の総和だけではなく、それら基盤が有機的に結合して形作られていることによる利益も含む」として、個々の法益に分解できない「包括生活基盤」利益の特質を指摘し、このことから、「利益の一つ一つそれぞれを分割し、単独

で捉えたとき……原告ら各人全員において法律上保護に値するとまで評価することはできないものがあるとしても、それぞれの客観的環境等の変容状況は、全体として同原告らが従前属していた生活基盤がどのように変容したかを評価するために、本件包括生活基盤に関する利益の侵害の程度を判断する一事情として考慮することが相当である」として、原告の主張する事情を広く考慮していることが注目される。これまで、公害・環境訴訟におけるいわゆる環境権に関する議論の中で、環境権論は、当該原告に直接生じた被害だけではなく、地域の環境悪化をも原告の権利・法益侵害として取り込むことを可能にするというメリットがある（大阪空港控訴審判決は、環境権を正面から認めなかったが、地域における被害を取り込んだ人格権侵害を考えた点で、環境権の人格権と評価された）とされたが、同様の発想が見られる。

中間指針等の位置づけについて本判決は、「中間指針等は『当事者による自主的な解決に資する一般的な指針』（原賠法18条）に過ぎないものであるから、その内容が裁判所を拘束するものではないことはいうまでもない。よって当裁判所は、中間指針等の内容を離れて、原告らの請求の当否を判断できるし、また判断すべきものである」とする。

慰謝料算定については、「本件においては、従前属していた本件包括生活基盤それ自体の損壊、その不確実な喪失等から発する極めて制限された選択肢の下で本件包括生活基盤及び生活全般の設定について決断を余儀なくされる地位に立たされることよる精神的苦痛等といった行動の自由の侵害という観点からは評価し尽くせない形態での本件包括生活基盤に関する利益の侵害もある」としつつ、「人の生命という最も重視すべき権利利益に対する不可逆かつ最大の侵害である死亡に対する慰謝料額とのバランスも斟酌すべきであり、赤い本によると、死亡慰謝料については、2000万円から2800万円とされている」と述べている。本判決が、交通事故賠償の算定基準を参照している点は原賠審と同様であるが、原賠審が自賠責基準を参照したのに対し、本判決は「赤い本」を参照している。その上で本判決

が認定した（控除前の）慰謝料額は1150万円であり、このことから見ても、純粋の慰謝料としての請求の場合、その額が、この死亡慰謝料を大きく超えることは難しいのではないか。

なお、本判決は、原告が避難に関する損害と、「小高に生きる」ことの喪失による損害を分けて請求したのに対し、両者を分けずに一括して算定している。確かに、両者には重なり合う部分もあるが、侵害された権利・利益の性質の違いに着目し、両者を別個に算定することは可能であり、また、そうすることにより、裁判所の裁量によって決まるとする慰謝料算定に一定の枠づけを与えることが可能になるのではないか。

二）控訴審判決（東京高裁令2・3・17）

【当事者の主張】

1 審原告は、「慰謝料の一部請求」として、1 審判決が認める1150万円を超える（弁護士費用を含む）3278万円を請求し、総体としての「小高に生きる」ことは回復されていない、避難慰謝料と「小高に生きる」ことの喪失による損害は異なるものであるとした。

これに対し1 審被告は以下のように主張し、原告らの損害は（東電が既に支払った）850万円を超えるものではないとした。

中間指針の月10万円の慰謝料は生活基盤の喪失等による精神的苦痛の慰謝を含んでいる。小高の状況は（遅くとも平成30年以降は）1 審原告らの人格的利益を侵害する客観的状況にはない。「小高に生きる」ことの喪失または小高区の変容によって避難生活に伴う損害とは別の損害が発生しているとは認められない。「包括的生活基盤利益」を被侵害利益として把握することは、法的に保護される利益の外苑を曖昧にし、不当に拡大するものである。1 審原告らの精神的苦痛はまちまちであるのに、そのことが十分に斟酌されず、最も精神的苦痛が大きい者の水準に基づいて権利侵害を評価しているようであり、「共通する被害」の実情を過大評価している。中間指針等は法規範に準ずる規範として最大限考慮され尊重されるべきであり、実

際にも、ほとんどの被害者との間で中間指針等に基づく裁判外での紛争解決がはかられている。「赤い本」に準拠して慰謝料額を算定するというのは誤りである。類似の裁判例における慰謝料額の認容水準と比較しても850万円は、これらを上回っている。

【判 決】

① 1 審原告の一律額請求の趣旨について

「1 審原告らが本件において請求するのは、全ての本訴提起時原告らに共通する損害の賠償としての慰謝料であるところ、このような慰謝料は、本件提起時原告らの生活状況や避難生活の状況等の個々の具体的事情を考慮した上で個別に算定されるのが原則であるが、一審原告らが主張する被害が、本件提起時原告ら全員が本件事故によって等しく被っていると認められる損害であり、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度においても差異がないと認められるものであれば、これを本訴提起時原告らに共通する損害(共通損害)と捉えて、各自について一律の慰謝料を算定することも許されると解され、その場合には、一審原告らの請求は、上記共通の損害を超える個別の損害につき後に請求することを留保した一部請求ということになる。」

このような「共通損害」論に立って判決は、「原告らのうち一部の者にとって必要かつ重要な……生活基盤が喪失・変容したからといって、それだけでは共通損害の発生を認めることはできず……その意味において、上記慰謝料は、本訴提起時原告らが被った精神的損害の全てを賠償の対象とするものではなく、その対象は、性質上、限定的なものにならざるを得ない」とし、例えば、相馬野馬追のような伝統行事が行われなくなったことは、それに対するかかわり方に個人差があることから「個別事情に基づく慰謝料の増額事由として考慮するかどうかは格別、少なくとも、本訴提起時原告ら全員に共通する損害としての生活基盤の変容があったかどうかを評価するにあたっては、考慮要素となら」ず、また、低線量被ばくにつ

いても、「住民の中に……不安やストレスを感じる者がいることをもって、共通損害としての慰謝料請求権を基礎付ける生活基盤の変容があるということとはできない」とした。

そして、原審が種々の増額事由をあげて（850万円控除してなお）300万円の慰謝料を認めたが、それらの事情は個別の慰謝料額の増額事由とはなりえても、「共通損害としての慰謝料額を算定するに当たっては個別性が強く増額事由とすることができないもの」であり、「上記慰謝料額の算定については、自ずから従前の生活基盤の変容による影響や被った精神的損害の少ない避難等対象者を想定した水準に留まらざるを得ない面があり、これを超える精神的苦痛を被ったと主張する者は、当該個別事情に基づき別途慰謝料の追加支払いを求めるほかはない」とする。

② 「小高に生きる」ことの喪失に基づく慰謝料について

判決は、「地域の住民が従前属していた自らの生活の本拠である住居地を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間関係において継続的かつ安定的に生活する利益（生活基盤に関する利益）は、人間としての生活や健全な人格形成等の基礎となるものであり、それが法的保護に値する利益であることは明らかであって、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解される」として、「生活基盤に関する利益」を憲法13条に基づく人格的利益であり法的保護に値する利益とした上で、「著しい生活基盤の変容に基づく損害は、人の現実の生活や営みということを考えると、避難指示により従前の生活の本拠における生活基盤から切り離されたこと自体に基づく精神的損害とは別個の損害というべきであって、避難慰謝料とは別に慰謝料による賠償の対象となる」とした。

③ 小高の現状、生活インフラや産業等の状況について

「小高区の人口が、特に働き手の世代や子供が帰還するなどして大幅に

増加することは見込まれず、そのことが商業施設等、事業所の再開や農業の復興のための障害となっているものと推認される。また、医療施設や福祉関連サービスも本件事故後減少している状況にある、交通事情は相応に復興しているものの本件事故前の利便性には及ばないと認められる状況にある」、「避難指示解除後の小高における現状等をみると、これらの復興の取り組みによっても、現時点（当審口頭弁論終結時点）において、小高における生活インフラ等が本件事故前の水準に達していないことは明らかである。したがって、上記復興の取組み等が今後も継続されることからすると、この点のみをもって、本件事故前の本訴提起時原告らの包括的生活基盤が不可逆的・確定的に毀損されたということではできないものの、生活インフラ等の復旧が十分ではなく、現時点においてもその復旧に相当の期間を要すると見込まれること、特に若い働き手の世代や子供が小高区に帰還することの大きな阻害要因となっているというべきであり、共通損害である生活基盤の変容があったかどうかを評価する上で重要な考慮要素となる」⁶⁾。

④ 中間指針等の評価および避難慰謝料の額について

「その内容が裁判所を拘束する規範となるものではなく、仮に1審被告が主張するように、実際に本件事故による原子力損害の被害者の多くとの間で中間指針等に基づき裁判外で紛争解決が図られているとしても、そのことによってその内容が法規範又はこれに準ずる規範となるものではないから、裁判所は、中間指針等の内容に拘束されることなく」原告らの請求の当否を判断すべきである。

「ただし、中間指針等は、原賠法18条1項に基づき設置された原賠紛争審査会が、会議公開のもとで多数回にわたる審議を経て定めたものであり、審議の議事録も公開され、中間指針等自体において指針策定の理由も

6) ここで、共通損害が「生活基盤の変容」であり「包括的生活基盤の毀損」ではないとされ、明確に区別されていることに注意を要する。

詳しく説明されているところであり、その内容が……本件事故による原子力損害の賠償基準として合理的なものであると認められるのであれば、中間指針等に基づく賠償額を斟酌して、本件における慰謝料額を算定することは妨げられない。

避難に伴う慰謝料についての「中間指針等の考え方には合理性が認められ……本件における相当な避難慰謝料の月額を10万円を上回る金額とすべき事情があるとは認められない。」また、「共通損害としての避難慰謝料の賠償対象期間の終期を1審原告が定めた平成30年末とすることが不合理とはいえない」ので、「当審も共通損害に対する賠償としての避難慰謝料は総額850万円と評価するのが相当であると判断する。」

⑤ 「生活基盤変容に基づく慰謝料」について

「本訴提起時原告らは、本件事故によって、平穏な日常生活とその基盤を奪われ、避難指示の解除により従前の生活の本拠への帰還が可能となっても未だ回復されていない生活基盤の変容という人格的利益の侵害を受けており、これに基づく精神的苦痛に対して、一審被告」は「避難慰謝料とは別個に（本件生活基盤変容に基づく慰謝料）による賠償義務を負う」。「ただし、上記精神的苦痛の程度は、その性質上、避難慰謝料よりも各人の感じ方や生活状況等の個別事情による差異が大きく、1審原告らが求めるものが本訴提起時原告ら全員に共通する損害に対する慰謝料である以上」、「住民同士の親密な人間関係、コミュニティ、伝統の継承等の個別事情を考慮外」とし、「小高区の住民であれば誰もが経験したであろう従前の生活基盤の変容とこれに伴う精神的苦痛を認定し、これを賠償するに足りる慰謝料額を算定する必要がある。」そうすると、原審は種々の増額事由をあげて（850万円控除してなお）300万円の慰謝料を認めたが、それらの事情は個別の慰謝料額の増額事由とはなりえても、「共通損害としての慰謝料額を算定するに当たっては個別性が強く増額事由とすることができないもの」であり、「上記慰謝料額の算定については、自ずから従前の生活基盤

の変容による影響や被った精神的損害の少ない避難等対象者を想定した水準に留まらざるを得ない面があり、これを超える精神的苦痛を被ったと主張する者は、当該個別事情に基づき別途慰謝料の追加支払いを求めるほかはない」。

さらに、被告は850万円の慰謝料を支払っており、また、精神的損害以外の賠償をも別途行っており、それらは「本件生活基盤の変容に基づく慰謝料とは賠償対象を異にするから、直接慰謝料額算定の減額要因となるものではないが、それらの賠償は、帰還した従前の居住地での新たな生活基盤を構築するための、あるいは帰還を選択しなかった者が別の場所で新たな生活基盤を構築するための原資等とすることもできるものであり、これにより従前の生活基盤が変容した者の精神的苦痛が一定程度緩和される面があることも否定できない。」⁷⁾

「その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、本件生活基盤変容によって本訴提起時原告らに生じた共通の損害に対する慰謝料額としては、100万円をもって相当と認める。」

7) 北海道訴訟判決は、原告らに支払われている賠償は「当事者の合理的意思を解釈すると、仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である」として、被告の弁済の抗弁を容れて、原告に生じた損害の総額から東電の既払い分を控除した。これに対し、本判決は、被告の既払い賠償金と「生活基盤の変容に基づく慰謝料」は賠償対象を異にするので、既払いにより生活基盤変容による精神的苦痛が一定程度緩和されるとしても、「直接慰謝料額算定の減額要因となるものではない」としている。

原告が財産的損害を含むいわゆる包括慰謝料を請求している場合、財産的損害賠償の既払い分を控除する（ないし減額要因とする）ことは考えられなくはない。しかし、そうでなければ、（かりに、財産的損害を手厚く賠償されたことが精神的損害の緩和につながることはあり得ても）精神的損害の慰謝とは別の目的で給付された補償を慰謝料から控除したり減額要因とすることは妥当とはいえないのではないか。また、同じ慰謝料であっても、賠償対象（精神的損害）を異にする場合、既払い分を控除したり減額要因とすることは、この判決が言うように適切ではないと考えられる。

ホ) 評 価

積極面としては、小高の現状について、口頭弁論終結時点において「小高における生活インフラ等が本件事故前の水準に達していないことが明らか」、今後も復興の取り組みが継続されることが想定できるとしても「生活インフラ等の復旧は十分ではなく、現時点においてもその復旧に相当の期間を要すると見込まれることは、特に若い働き世代や子供が小高区に帰還することの大きな阻害要因となっている」として、生活基盤が回復していない状況が認定されている⁸⁾。

さらに、判決は、「地域の住民が従前属していた自らの生活の本拠である住居地を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間関係において継続的かつ安定的に生活する利益（生活基盤に関する利益）は、人間としての生活や健全な人格形成等の基礎となるものであり、それが法的保護に値する利益であることは明らかであって、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解される」として、1審と同様に、「生活基盤に関する利益」を憲法13条に基づく人格的利益であり法的保護に値する利益とした上で、「著しい生活基盤の変容に基づく損害は、人の現実の生活や営みということを考えると、避難指示により従前の生活の本拠における

8) 本件については水野謙の意見書が出され、そこでは「本意見書の筆者である私（水野）が訪れた（水野が小高区を訪問したのは、令和元年の8月16日（金）であり、お盆の週末という、墓参り等での帰省が多いと思われる時期であったことには留意すべきである：筆者注）小高区の現状は、小高区外から転居してきた文化人が書店の経営を通じて地元の高校に通う生徒らと交流し、また、地元の人が、「上から」作られたコミュニティから脱却して何も無いところにビジネスチャンスを見だし、さらに、『自分は』何ができるのかと自問自答しながら、住民参加型の特産品づくりや住民の交流などに腐心したりしている。このように、小高区では、すでに新たなビジネスや交流などが行われ始めており、人格的利益の自律的な形成が可能な場となっている」、「本件事故当時に、小高区に生活の本拠があった人たちに対して、平成30年3月までの東電が支払った精神的損害等の賠償金を上回る慰謝料を支払う根拠はない」などとして、小高区の「復興」が進んでおり、「コミュニティ」や「包括的生活基盤」の喪失や変貌の事実はない（なくなった）との主張が行われたが、本判決は、そのような認識に立たなかった。

生活基盤から切り離されたこと自体に基づく精神的損害とは別個の損害とすべきであって、避難慰謝料とは別に慰謝料による賠償の対象となる」として、「生活基盤変容に基づく慰謝料」を認めた⁹⁾。

それでは、なぜ認容額が原審の300万円ではなく100万円に減額されたのか。これについては、いくつかの理由が考えられる。まず、判決は、被告の主張(や水野意見書)のように小高の復興が進んでいるのではや「生活基盤利益」の侵害はないという考え方には立たなかったが、やはり、「復興」の取り組みや時間の経過による変化によって、その被害は小さくなっているとの認識が基礎になっているのではないか。そのことは、「生活基盤の(喪失ではなく)変容」という言い方に表れている。

第二に、判決は、中間指針について裁判規範ではなく独自に判断するとしつつ、(独自の判断として)指針の慰謝料額が(最低限ではなく)合理的なものだと言い切ってしまう。しかしこれは、本論文の前半でも検討したように¹⁰⁾、指針の実際とも、それを策定した原陪審委員の意図とも異なっている。何よりも重要なのは、指針が、東電を破綻処理することなく存続させて、東電に公的支援を行うことにより事故を「処理」という原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の枠組みの中で作られており、そこでは、被害の完全な救済という視点が貫かれているわけではないことである。そうだとすると、本判決のように(独自の判断をするといいつつ)簡単に指針が「合理的」だと評価するのは問題である。

第三の問題点は、生活基盤利益を包括的・総合的にとらえるのではなく、個々に切り離して、原告ごとに異なるものとしてとらえている点である¹¹⁾。これに対し原審は、「包括生活基盤に関する利益が、一つ一つの基

9) ただし、判決は、前述したように、(1審判決とは異なり)「包括的生活基盤利益」とは言っていない。このことが、後述するような生活基盤にかかわる利益を個別原告ごとに見ると判断につながっている。この点は後に検討する。

10) 本誌389号233頁以下。

11) 本判決が「生活基盤利益」としたのは、結局のところ生活インフラに関する利益だけである。

盤から享受する利益の総和だけではなく、それら基盤が有機的に結合して形作られていることによる利益も含む」として、様々な生活利益を総体としてとらえている（単なる「生活基盤利益」ではなく「包括的生活基盤利益」としていることに、このことが表れている）。このような「包括的」なとらえ方は、本件被害の包括性から見て、適切なものであったが、本判決は、このような理解に立たなかった。

例えば、本判決は、小高地区におけるコミュニティを基盤とした伝統行事や伝統文化について、その価値をどこまで重要なものとするかは個人差があるとして、「原告ら全員に共通する損害」としての生活基盤の変容があったかどうかにおいては考慮しないとしている。しかし、伝統行事や伝統文化を含めて様々なものが全体として当該地域におけるコミュニティを形成し住民らの「包括的生活基盤」となり、それが侵害された（ないし変容した）ととらえるべきであり、その意味で、「利益の一つ一つそれぞれを分割し、単独で捉えたとき……原告ら各人全員において法律上保護に値するとまで評価することはできないものがあるとしても、それぞれの客観的環境等の変容状況は、全体として同原告らが従前属していた生活基盤がどのように変容したかを評価するために、本件包括生活基盤に関する利益の侵害の程度を判断する一事情として考慮することが相当である」とした1審の理解の方が適切である。

第四の、そして最大の問題点は、原告は「共通損害」として一律の額を請求している以上、「小高区の住民であればだれでもが経験したであろう従前の生活基盤の変容とこれに伴う精神的苦痛を認定し、これを賠償するに足る慰謝料額を算定する必要がある」ので、「自ら従前の生活基盤の変容による影響や被った精神的損害の少ない避難等対象者を想定した水準にとどまらざるを得ない面があり、これを超える精神的苦痛を被ったと主張する者は、当該個別事情に基づき別途慰謝料の追加支払いを求めるほかはない」¹²⁾

12) この考え方では、共通の（最小限の）損害を超える部分を別訴で請求できるということになるのであろうか。

として、最も損害の少ないものに合わせた算定をしている点である。このような「一律請求」の理解（原告の多様な精神的損害の中で最低限共通する損害の賠償のみを請求しているとの理解＝共通する最小限損害に対する賠償請求としての一律請求）が原告の「一律請求」の趣旨に合致しているのだろうか。以下、項を改めて、「一律請求」の意味について検討してみよう。

へ) 「一律請求」とは何か

本訴訟を含めて、本件事故の集団訴訟において原告は、各原告に個別の異なる額ではなく一律額の請求をしている場合が多い。このような請求方式は、従来の公害や薬害において一般的なものであるが、これまでの公害訴訟における「一律請求」に関する議論はこうであった。

まず、熊本水俣病訴訟で原告は、包括請求と組み合わせて一律請求を主張した。その根拠として、包括的にとらえられた損害の本質的同質性と、集団訴訟という性格上、「個々の要求を抑えて最低限の線で整理して」請求しているとしている。これに対し判決（熊本地判昭48・3・20判時696・15）は、原告の請求は慰藉料請求だが逸失利益等の財産的損害をも含むものとした上で、「このように逸失利益などの財産上の損害を慰藉料に含ませる以上、裁判所は慰藉料を算定するにあたって、各患者の生死の別、各患者の症状とその経過、闘病期間の長短、境遇などのほかに、これら患者の年齢、職業、稼働可能年数、収入、生活状況などの諸般の事情をあわせて斟酌しなければならない」、「このように被害者側の個別事情を考慮することなく、全部の被害者について一律に損害額を算定請求することは、公平、妥当かつ合理的な損害の賠償という不法行為法の理念に反すると解せられるから、相当でないものといわなければならない」、「原告らは、水俣病患者家族が受けた被害には差がつけられないとか、各患者の症状などには差はないというが、現に患者家族がそれぞれ異なった個別事情を有し、患者の症状もそれぞれ異なり、どれひとつとして全く同じものがないことは、つぎに原告患者らの事情を個別に認定したところをみれば明らかであ

ろう」として、原告の一律請求に否定的な見解を述べて個別的な算定を行ったが、実際の算定では、死者1800万円、生存患者は症状により1600～1800万円などと、類型ごとの定型的な慰謝料額を認容した。

騒音公害訴訟である大阪空港訴訟では、原告は、生活破壊としての騒音被害の特質を指摘し、原告らの生活が破壊されたことによる「一切の損害の賠償」を求めているが、裁判においてそれら全損害を描き尽くすことができないので「全損害の一部のみを請求するにとどめた」とする。ただし、「共通する被害の範囲内で一律の金額を請求するもの」とも言っている。これに対し、最高裁は、「本件訴訟において、被上告人らは、ひとしく本件空港に発着する航空機の騒音等に基づいて昭和40年1月1日以降引き続き損害を受けてきたとして、居住地区及び居住期間により若干の差等を設け、昭和45年1月1日又は昭和47年1月1日の前後で損害額算定の方法を異にするほかは各被上告人につき一律に算定した慰藉料の支払を求め、その主張する損害の主要部分も被上告人らに共通するものであるところ、このような被上告人らの請求の性格に照らせば、裁判所としては、請求の本旨を没却しない程度において長期的な時間区分により概括的に被害状況の変動をとらえたうえ、各時期につき被上告人全員に終始共通して生ずる被害のみを対象としてこれに相応する慰藉料の額を定めれば足り、それ以上に各被上告人の個別的な被害の態様、内容、程度及びその刻々の変動について認定判断し、これに対応する慰藉料額を定めなければならないものではない」として、「共通損害としての一律請求」は許されるとしている（最大判昭56・12・16民集35・10・1369）。

また、大気汚染被害である西淀川第一次訴訟で原告は、全損害から公健法給付額を引いた損害の「内金」として症状に応じたランク別の「一律請求」をしたが、裁判所は、「損害の全額を何ら明示していないのであるから、内金として請求するとはいっても、講学上のいわゆる一部請求とはいえず、本件における審判の対象は、原告らの本件口頭弁論終結時までの間に発生した損害賠償請求権全部の存否であり、請求額は、判決による認容

額の上限を画するにすぎないものというべきである」とした上で、「原告らの被った損害については、疾病の内容、程度など被害の内容が被害ごとに異なるものであり、被害者ごとの個別的事情を考慮して算定されるべきものである。しかし、原告らが、原告らが被った損害につき、その態様にしたがって類型化して、それに応じた損害額を算定して一律に請求することは、何ら違法なものではない」として、「類型別一律」を肯定している。ただし、「当裁判所としては、原告らが被った損害額を算定するにあたり、原告らの一律請求に拘束されるものではないから、各人ごとの個別的事情を考慮して損害額を算定することとする」としている。

このように、公害訴訟において、これまで、一括ないし包括請求と組み合わせ、「一律請求」方式がとられてきた。その実践的な意図は、集団訴訟という形をとる公害訴訟において個別額の請求をすることの(運動的な)難しさや主張立証負担の軽減といった訴訟活動上の理由にあったが、同時に、問題となっている被害が生命身体被害といった本質的な同質性(人の生命・身体価値の平等性)を持つ法益が侵害されているという理念的な位置づけがあった。また、実際には、全原告に一律額ではなく、症状に応じた類型的一律請求方式がとられることが多かった。

潮見佳男は、一律請求を「支える論拠」として、①被害が被害者の人間として生きる道を奪われたことであり、人間としての価値には差がないこと、②各被害者の被害は共通性と等質性を持っているので、その共通部分に着目して一律の額を請求するという根拠、③集団訴訟の特質から、請求する額以上の損害を被っているが、その最低の線で一律額を請求するという根拠(なお、この点に関し、一律請求は「一部請求」であるとの主張が併存するが、裁判所は、損害の全体像を示したものではないから講学上の一部請求ではないとしている)の3つをあげる¹³⁾。この整理を踏まえれば、これまでの公害訴訟における「一律請求」は、共通して、①の被害の本質的同質性を

13) 潮見佳男『不法行為法』(信山社、1999年)272頁。ただし、潮見は、この三つすべてがなければ一律請求が認められないと言っているわけではない。

基礎に、それに③の論拠を付加しているものであることが分かる。その上で、②の論拠は、大阪空港判決が、騒音被害の特質を踏まえて、一律請求を正当化するために持ち出したものである。西淀川判決は、②によることなく、しかし、一律請求は違法ではないとしている。

それでは、本訴訟において原告らが行った「一律請求」は、どのような趣旨に基づくものであったのか。もしそれが、原告全員に共通する（原告ごとに損害の性質や大きさに差があるとすれば最低限共通する）最小限損害としての請求であるとすれば、本判決のような理解もあり得ないではない¹⁴⁾。しかし、原告らの一律請求が、全員に共通する損害部分のみを請求しているのではなく、個々に被った全損害について主張し、少なくともそれは請求額を下回らないと言っているのであり、「共通被害」という言い方は、少なくとも一定の被害は全原告に共通して生じている（誤解を避けるためには「同質の被害」というべきか）という趣旨であり、損害を共通損害と個別損害に分かれ、それぞれに考慮すべき事情が異なるなどとしているわけではないとすれば（発生した損害をそのように区別し、それぞれに異なる算定要素をあげることは、そもそも不可能ではないか）、それは、大阪空港訴訟最高裁が言う、「共通損害としての一律請求」とは異なるものということになる。

大阪空港訴訟最高裁判決が理解した「共通損害としての一律請求」という考え方は、騒音訴訟に固有の事情の下では、是認されうるものかもしれない。なぜなら、騒音被害の場合、騒音曝露により心身にストレスが加わるという点で住民に共通の被害があり、それは、騒音の程度によって段階付けが可能であるので、その他の損害、例えば、騒音による睡眠妨害で疾病になったといった個別事情による被害については請求しないという一律請求はありうる考え方だからである¹⁵⁾。しかし、本件のような、包括的な

14) ただし、本判決のような「共通損害」理解に立ったとしても、本判決のように個々の生活基盤利益を切り離して理解するのではなく、様々な利益が総体として原告らの「包括的」な生活基盤を形成していたと考えるならば、本判決の被害認定とは異なる結論を導くことは可能であり、また、そうすべきである。

15) ただし、淡路剛久「被害の認定と違法性の判断」ジュリスト臨時増刊1982年3月5日ノ

生活利益が奪われたという点で同じ性質を有するが、その具体的な内容や程度において多様な原告の慰謝料算定には、このような考え方はあてはまらないのではないか。

それでは、福島原発事故賠償における他の訴訟での「一律」額請求と裁判所の受け止めはどうか。群馬訴訟で原告は、生じている精神的損害の額は、「少なくとも」2000万円であり、そのうち1000万円を請求（一部請求）するとしている。これに対し裁判所は、「包括請求」ではないので財産的損害を受けたことを算定要素とすることはできず、健康被害を含まないので、疾病に罹患したことを算定要素とすることもできないとし、さらに、原告は（大阪空港訴訟最高裁に言う「共通損害としての」）「一律請求」をしているわけではなく、原告ごとの個別具体的な事情に基づく個別的な損害の算定を行うべきものとして請求しているものであるとする。その上で、原告らの全部又は一部に共通する要素を検討し、個別的な算定を行っている。

千葉訴訟で原告は、避難慰謝料として、「月50万円を下回らない」として50万円を、「ふるさと喪失慰謝料」として2000万円を請求している。ここでも、その趣旨は、慰謝料の額は個別原告ごとに請求額以上だが、一定額に限って請求するということである。これに対し判決は、「避難生活により原告らに生じた精神的損害の評価は、原告らに生じた具体的な事情を考慮して定めるべきものであって、それらを検討することなく月額50万円の慰謝料が妥当な金額であるということとはできない」「原告らの個別事情

ㄨ号63頁は、「誰しもここまではこうもっている最低限の共通被害の主張」であるのとらえ方は「やや技巧的にすぎはしないであろうか」としている。また、この訴訟の控訴審判決（大阪高判昭和50・11・27判時797・36）は、差止めの根拠にかかわって、「個人の生命・身体・健康・精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ」として、人格権を幅の広いものとして理解していることには注意が必要である。なぜなら、損害賠償においても、このように幅の広い人格権が被保護権利・法益であると解すれば、当該個人の被害を超えた地域の破壊を当該個人の損害としてとらえることが可能となり、そうすれば、「共通被害」の内容もより豊富化されたものとなりうるからである。

や従前の居住地や周辺コミュニティの状況等を考慮することなく一人当たり2000万円の慰謝料が相当であるということとはできない」として、個別的な算定を行った。ただし、避難慰謝料について、「中間指針等が定める月額10万円という慰謝料の賠償基準は、本件事故により避難を余儀なくされた者の主観的・個別的事情を捨象し、避難を余儀なくされた者が共通して被ると考えられる避難生活に伴う慰謝料の最低限の基準を示したものと解するのが相当であり、原告らの個別・具体的事情によっては、これを超える慰謝料を認めるべき場合は当然にあり得る」とし、また、一律の2000万円を請求したふるさと喪失慰謝料については、一定の典型的な処理はしているようであり、解除された又はその予定がある場合は、「生活基盤を相当期間にわたって喪失」として、300万円を基準として個別事情により $+\alpha$ 、予定がない場合は、「生活基盤を喪失」として、700万円を基準として個別事情により $+\alpha$ というのが実相である。

これらに対し、異なる考え方を示すのが、生業訴訟判決である。判決は、「本件は4000名近くの原告による大規模集団訴訟であり、原告らは『全ての原告に共通する』損害を主張している（一律請求。積極損害、消極損害等については別途の請求が予定されており、これらを慰謝料に包括して一括評価する『包括一律請求』ではない。）。これは、結局、原告らが本件事故に基づいて被った精神的苦痛を一定の限度で原告らに共通するものとしてとらえ、その賠償を請求するものと理解することができる。もとよりそのような被害であっても、原告ら各自の生活条件、身体的条件等の相違に応じてその内容及び程度を異にし得るものではあるが、他方、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、その具体的内容において若干の差異はあっても、平穩生活権が侵害されているという点においては同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在し得るのであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を原告ら全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることは許されるというべき」として、原告

の請求を「共通損害としての一律請求」と理解している。

このような整理には、原告が被害の根幹に（全被害者に共通するものとして）放射線被ばくによる「不安」があることを強調していることが関係したのかもしれない。判決は、この「不安」が「共通する精神的損害」であり、それが一律月5万円だと主張していると解した可能性がある。しかし、原告は、区域内からの避難者、区域外からの避難者、滞在者のいずれにおいても「日常の幸福追求による自己実現」が侵害されるという同性質の被害が生じているとしつつ、「少なくとも月5万」という言い方をしており、必ずしも、全員に共通する損害に対する賠償だけを請求しているものではない¹⁶⁾。

16) 生業訴訟において、原告は、当初、被侵害権利・法益を、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」としていたが、その後、「生命・身体に直結する平穏生活権」の侵害のみにとどまらず、より広い生活領域における生活破壊を含むものとして考えるべきという整理（修正）を行った。しかし、判決はこの整理を受けとめられていないのではないかと。

判決も、本件での平穏生活権は「故なく妨げられない平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活が広く含まれる」としてはいるが、実際には、放射性物質による汚染に対する不安が本件被害の中核であると考えているのではないかと。そして、慰謝料の算定で問題としているのも、結局のところ「不安」とその合理性ないし相当性であり程度ではないのか。例えば、旧一時避難要請区域の旧住民について、「平成23年10から12月に抱いていた放射線被曝に対する不安、今後の本件事故の進展に対する不安は……引き続き賠償に値する」として3か月で3万円を認め、県南地域について、「県南地域旧居住者の抱いた放射線被曝に対する不安、今後の事故の進展に対する不安は……賠償に値する」として、平成23年3～12月の10か月で10万円を認めているが、そこで問題となっているのは、もっぱら放射線被ばくに対する「不安」である。そして、判決は、このように、放射線被ばくに対する「不安」を被害ととらえた上で、それらが原告に共通する損害（精神的損害）だとして、大阪空港訴訟最高裁判決の「共通損害としての一律請求」論を採用しているのである。

しかし、この生業判決の被害のとらえ方や損害論には、訴訟の最終段階で原告が行った主張に対する無理解が見られるように思われる。原告らは、控訴審において、この点について、「原判決は賠償額の認定に当たり、一審原告らの被った被害が被ばくによる健康影響等の『不安等の精神的苦痛』に限定されるかのような表面的な被害把握に留まり、一審原告らが実際に被った『生活上の多様な利益の毀損』という被害事実を証拠に基づいて

いわき訴訟の第1審判決が、原告の慰謝料請求を「共通損害」としての一律請求と理解したことはすでに述べたが、控訴審判決はこのような（最小限損害としての）「共通損害論」には立たなかったようである。

公害訴訟等で原告が「一律額の請求」を行う場合、それには、2つの根拠づけがありうる。

I. 「共通損害」請求としての一律請求＝各原告に共通する損害（例えば、騒音曝露による精神的損害、被ばくによる不安等）のみを請求。

大阪空港最高裁判決は、「被上告人全員に終始共通して生ずる被害のみを対象としてこれに相応する慰藉料の額を定めれば足り、それ以上に各被上告人の個別的な被害の態様、内容、程度及びその刻々の変動について認定判断し、これに対応する慰藉料額を定めなければならないものではない」として、「共通損害としての一律請求」は許されるとした（最大判昭56・12・16民集35・10・1369）。

II. 包括的に把握された同質の損害について、その一部の額を請求（最低限、「内金」、「少なくとも●●円を下回らない」¹⁷⁾）。

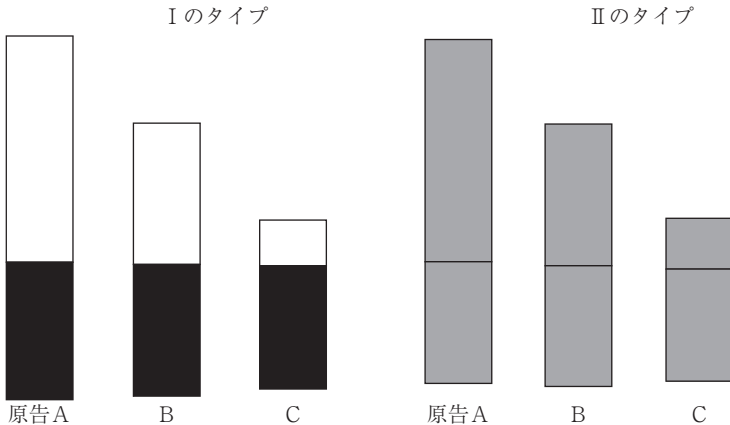
これまでの多くの公害訴訟での主張は、このような意味での「一律請求」である。そこでは、「共通損害」のみが請求されているのではない。本件事故に関する多くの判決を含めて、これまで多くの裁判例は、この請求方法を違法とは見ず、実際の算定にあたっては、被害者を類型化し、その類型ごとに（請求されている一律額の範囲内で）賠償額を算定している。例えば、前述のように、西淀川第一次訴訟で原告は、全損害から公健法給付額を引いた損害の「内金」として症状に応じたランク別の「一律請求」をしたが、裁判所は、それを「判決による認容額の上限を画する」ものとした上で、

↘認定することを欠落させている」との厳しい批判を行っているところである（生業訴訟1審原告控訴理由書66頁以下）。

17) 清水誠「大阪空港訴訟における損害賠償積級について」法律時報臨時増刊『大阪空港裁判』（1973年）33頁は、IIのタイプの一律請求を、「より大なる損害の一部としての一律請求」と呼ぶ。分かりやすい表現である。

「原告らが被った損害につき、その態様にしたがって類型化して、それに応じた損害額を算定して一律に請求することは、何ら違法なものではない」として、「類型別一律」を肯定している。

これを図示すれば、以下のようになる。



Iの意味での「一律請求」

■ 共通損害（騒音曝露による精神的損害、被ばくによる不安等）→請求

□ 個別損害→請求せず

IIの意味での「一律請求」

■ 同質性を持った、しかし、その大きさ(量)は異なる損害→(少なくとも●

●円は下回らないとして) その一部を請求

もし本件原告の一律請求がIのタイプであれば、かりに原告Cの損害が一番少なくその請求額を下回っているとすれば、本判決が言うように、A B Cの原告に共通に生じている損害は最低限のCに認められた額であり、AもBもその「共通損害」分の賠償しか認められないという考え方もありえないではない。しかし、IIのタイプだとすれば、かりにCの損害額が請求額を下回っていても、それはCの認容額がその額にとどまることを意味するだけであり、その額にAやBの賠償額をそろえる必要はなく、AやB

にそれを上回る損害が生じているのであれば（一部請求として請求された額を上限として）、Cの損害額を上回る賠償を認めることに何の問題もないことになる。

本件で原告が、全員に共通する損害部分のみを請求しているのではなく、個々に被った全損害について主張し、少なくともそれは請求額を下回らないと言っているのだとすれば、原告の一律額の請求は、大阪空港訴訟最高裁判決が言う、「共通損害としての一律請求」とは異なるものであり、本判決のように、最低限の慰謝料額（100万円）に切りそろえるのではなく、原告が主張する被害事実を踏まえて、原告に生じた損害が全体としてどのようなものかを個別に（あるいは原告数からそれが困難な場合は、多くの公害訴訟で行われたように類型化を行ったうえで）明らかにし、それに対する賠償額が、原告が「限定して」請求した額を超えるのかどうか（超えれば全部認容となり超えなければ一部認容となる）を判断すべきではないのか。

4. おわりに

「はじめに」でも述べたように、事故から9年を経過し、損害賠償を求める訴訟も、すでに地裁では多くの判決が言い渡され、高裁判決も相次いでいる。本稿では、そのいくつかを検討したが、これらの判決は、本件事故被害を回復するために何が必要かという点について、様々な課題を浮かび上がらせている。最後に、それら今後の課題を列挙してみたい。

まず、一連の判決が（本稿で批判的に検討した山形訴訟判決を除き）、原賠審の中間指針を超える賠償を認容していることを、原賠審は重く受け止めるべきである。特に、2つの高裁判決が（金額の多寡はともかく）指針にはない損害（ふるさと喪失・変容慰謝料や避難を強いられたことによる慰謝料）を認めていることは重要である。報道によれば、原賠審の鎌田薫会長は、判決の動向を見極めたいとして、判決を受けた指針の見直しに現時点では慎重ないし消極的な姿勢を示しているそうであるが、判決の流れ、とりわ

け、損害賠償額の認定において重要な役割を果たす高裁の判断が上のようなものであることは重要である。2つの高裁判決が言い渡された後、朝日新聞の社説は次のように述べた。「いずれの高裁も、被災者たちが『ふるさとの喪失・変容』とよぶこうした被害の深刻さを認め、避難を強いられたことや、その後の生活に伴う精神的苦痛とは別に償われるべきだと判断。……二つの判決は指針の不備も浮き彫りにした。事故直後に作られ、何度か改定されたものの、原発事故の実相に対応できていない面があるのは明らかだ。『ふるさとの喪失・変容』は、事故から9年という時が流れたからこそ、はっきり見えてきた被害といえる。それが人々にどんな影響をもたらしているか。議論を深め、指針の見直しに着手するときではないか」(2020年3月19日)。まさにそのとおりである。大多数の判決が「中間指針」をこえる賠償を認容し、特に、2つの高裁判決が、指針の慰謝料ではカバーされない精神的損害の賠償を認めたことを踏まえて、指針の見直しや補充の検討を行うべきである。

第二に、係争中の各裁判所にあつては、指針の性格や限界を踏まえて、それに安易に依拠せず、原告の被害を直視し、その救済にふさわしい賠償の算定を行うべきである。この点では、2つの高裁判決にも、なお問題は残っている。そこでは、指針の性格や限界が十分検討されず、指針に若干の上積みをするという姿勢が克服されていない。

第三に、今回の被害の特質を踏まえた損害賠償論の構築に向けた一層の努力が必要である。具体的には本稿の中でも縷々指摘したが、ここでいくつかを再論すれば、まず、本件事故でどのような権利・法益が侵害されたのか、訴訟で主張された平穏生活権(とりわけ「包括的生活利益としての平穏生活権」)や居住・移転の自由、自己決定権、人格発達権といった権利・法益概念をどう理解し賠償法理論の中に位置づけるかが課題となる。その際、従前の公害・薬害や交通事故被害において形成されてきた賠償法理の本件における意義と限界を整理すべきであろう。次に、本件被害の特質としての放射線被ばくのリスクの評価とそれを法的にどのような枠組みで受

け止めるかが問題となる。例えば、予防ないし事前警戒原則といった考え方をどう位置付けるか、等々。さらに、中間指針がそうであった、「（長期にわたるかもしれないが）一時的な避難→帰還→被害の回復」というシエーマを前提に、避難を軸に賠償を考えることが、影響の継続性の中で再検討の必要はないだろうか。そのこととも関わるが、「ふるさと喪失ないし剥奪損害」という新しい損害論について、その内実と賠償法論上の位置づけを明らかにすることが必要である。さらに、物損における（実費を軸とした）算定論の見直しといった課題もある。これらは、筆者を含めた損害賠償法の研究者に課せられた課題だが、その際、重要なことは、本件事故被害の実態を正確かつ全体的に把握し、実態を踏まえた、その意味で（観念的ではない）地に足の着いた議論が必要だということである。

第四に、これもよく言われることであるが、本件事故被害は損害賠償という仕組みだけでは回復できない。したがって、損害賠償の限界を踏まえて、本件被害の回復のための政策や措置は何かの検討と具体化が必要である。この点は本稿の範囲を離れるが、かつて（淡路との連名の論文で）指摘した以下の点を再度あげておきたい¹⁸⁾。

これまで、公害事件では、損害賠償（金銭賠償）に加えて、原状回復や地域の再生など損害賠償を超える被害救済・回復措置の要求（制度的・政策的要求を含む）がなされてきた。本件被害の広範性、多様性、継続性から見て、本件でも（これまでの公害等の事例以上に）金銭賠償以外の救済や制度的・政策的措置が必要である。この課題を考える際に重視すべき視点として、まず、（生業やコミュニティ等を含む広い意味での）生活の再建、「人間の復興」（「人間の復興」とは、福田徳三が関東大震災の際に主張した考え方である。福田は、「復興事業の第一は、人間の復興でなければならぬ……。人間の復興とは、大災によって破壊せられた生存の機会の復興を意味する」という（『福田徳三著作集第17巻』（2016年、信山社）103頁）。を基本とすべきである。こ

18) 淡路剛久・吉村良一「福島原発事故被害の現在と被害回復の課題」淡路監修『原発事故被害回復の法と政策』（2018年、日本評論社）9頁以下。

の点に関し、原子力市民委員会の提言は、「とかく災害復興といえば、『財物の復興』、『産業誘致による復興』など、巨額の費用を投じた即物的介入が思い浮かぶ。そうした側面が全く不必要ではないにせよ、より大切なことは、被害者一人一人が尊ばれ、良き生活への希望を取り戻し、それを創り出すことができるような『人間の復興』への道をたどることである」と述べている(原子力市民委員会『原発ゼロ社会への道』(2014年)38頁)。

次に、避難する権利、移住する権利、住み続ける権利、帰還する権利、待避する権利を等しく保障することにより住民の(真の)自己決定を保障すべきである。この点で、2012年に成立した「ふくしま子ども・被災者生活支援法」2条2項が、「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が……支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」としていることは重要である。日本学術会議の「東京電力福島第一原子力発電所事故による長期避難者の暮らしと住まいの再建に関する提言」(東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会2014年9月30日)も、「避難生活に関わる帰還、移住、避難継続の選択については、誰からも強要されることなく、避難者個人の判断を尊重する必要がある。また自主避難者や避難指示解除後の避難者に対しても、強制避難者と同様の政策対応を保障することが必要である」としている。

第三に、今回の事故の責任を明確にした取り組みが必要である。その意味で、いくつかの判決で法的責任を負うとされた国が審査会を作り賠償指針を出し、それに基づいて賠償がなされているという構造、さらに、国に法的責任がないことを前提にして東電を「支援」という現在の支援機構の構造の是非が、あらためて問われるべきであろう。本件事故における国の「責任」は、国策として原発を推進してきたことの「責任」、規制権限不行使による国賠法上の「責任」、災害被災者の生命・健康・生活を守る上での「責任」等、多様であるが、国が負う「責任」の内容を明らかにし、制度的・政策的措置に対する国の関わり方を検討すべきではないか。

これらの課題を指摘したのは2018年であるが、残念ながら、その後の政

策動向は、このような方向に進んでおらず、これらの課題を積み残したまま、「復興」政策が進められている。